

通商環境を歪める米国の巨額補助金

◆米国の巨額半導体補助金が始動

米国の先端技術領域への巨額補助金が、世界の関心と投資を引きよせている。米国商務省は2023年2月28日、「CHIPS及び科学法」（以下、CHIPS法）に基づく第1回目の補助金申請の受付を開始すると発表した。CHIPS法とは、半導体を含む米国の技術力強化・振興を目的とした総額2,800億ドルの予算措置法で、22年8月に超党派の賛成で成立した。このうち390億ドルを、米国内での半導体工場の新設もしくは拡張投資案件に対して助成する。人材開発への資金提供や、投資企業に対する税額控除なども盛り込んでおり、企業の半導体投資を後押しする内容となっている。レモンド商務長官は、「最低でも2つ以上の大規模クラスターを形成する」と公言しており、現時点で、TSMCやマイクロン、IBM、インテルなどの大手企業が相次いで米国での投資を発表している状況だ。

表1：CHIPS及び科学法の概要

商務省製造インセンティブ	390億ドル	半導体の設計、組み立て、試験、先端パッケージング、研究開発のための国内施設・装置の建設、拡張または現代化に対する資金援助 (うち、60億ドルは直接融資または融資保証に使用可能)
商務省研究開発	110億ドル	商務省管轄の半導体関連の研究開発プログラムへの予算充当
その他	27億ドル	労働力開発（人材開発）への資金支援、国際的な半導体サプライチェーン強化の取り組みへの予算充当
税額控除		半導体製造などを目的とする投資額の25%が税額控除対象に
科学技術関連の連邦政府機関への予算充当	2,000億ドル	エネルギー省や商務省、国立科学財団（NSF）、国立標準技術研究所（NIST）など連邦政府機関の研究開発プログラムなどへ約2,000億ドルを手当て

出典：経済産業省ホームページ、JETROビジネス短信などをもとに筆者作成

CHIPS法成立の背景には、激しさを増す中国との技術覇権争いがある。半導体などの先端技術は、経済や軍事覇権に直結するものであり、米国として譲ることのできない死活的に重要な領域だ。特に15年に習近平政権が発表した「中国製造2025」や16年の「軍民融合発展政策」などを受け、米国の危機感は最高潮に達した。そこでトランプ前政権は、重要・機微技術が中国に流出しないよう、18年に「国防授權法」のなかで輸出管理と米国向け投資審査の強化を図り、さらにはHuaweiなどを輸出管理上の制裁対象リストに掲載するなど、徹底した技術流出の防止を図った。バイデン政権もこの流れを踏襲し、22年10月には米国外の事業体に適用される「輸出管理規則」を大幅に改正し、中国向けの先端半導体関連の輸

出管理を強化している。これによって日本を含む各国産業界に激震が走り、その余波は現在も続いている。

◆補助金制度に潜む対中国政策

CHIPS法などの産業補助金は、国内産業育成による対中技術優位性の確保と、サプライチェーンの北米誘導による脱中国の促進を主目的にしている。輸出・投資規制の強化が、技術の流出防止を目的とする「守り」の政策であるのに対し、産業補助金は「攻め」の政策といえよう。実はバイデン政権は21年2月に[重要製品のサプライチェーン実態調査](#)を実施し、米国における半導体製造や先端パッケージング、EV（電気自動車）用バッテリー製造などの脆弱性を指摘されていた。従って今回、半導体向けの補助金支給という具体的な動きが出てきたことで、「攻め」の大きな一歩がようやく踏み出されることになる。

対中政策という観点では、CHIPS法に付加されている「[ガードルール条項](#)」も注視しなくてはならない。おもな要件は以下の3点だ。

1. 補助金受領者が補助金を米国外で利用することを禁止
2. 補助金受領者が懸念国（北朝鮮、中国、ロシア、イランなど）で半導体製造関連投資を行うことを10年間制限
3. 補助金受領者が「懸念ある外国事業者」（CHIPS法で定義する事業者、商務省が管理する制裁者リストに掲載されている事業者など）と共同研究またはそれらへ技術ライセンスすることを制限

これらの要件は、世界の有力半導体企業を「着実に」中国から引き離す効果を狙っている。当然、中国に工場を持つ多数の半導体企業は懸念を表明しているが、CHIPS法が中国との技術覇権争いを意識した手段である以上、米国による各条項の修正はあり得ない。一方で、CHIPS補助金を申請せず、中国で半導体事業を拡大することも前途多難な様相だ。前述の通り、米国の輸出管理規則は米国外の事業者にも適用されることから、今後、米国技術を使った半導体製品・部材・役務などの中国向け輸出規制がさらに強化される可能性があるためだ。

◆バッテリー関連でも中国排除を徹底

CHIPS法の成立と同じタイミングの22年8月、米国で「インフレ抑制法」（以下、

IRA) が成立した。IRAは、文字通り過度なインフレを抑制するとともに、気候変動対策などを迅速に進めるための法律で、歳出総額4,990億ドルのうち、3,910億ドルを気候変動対策に振り向けている。IRAの母体は21年11月に下院で承認された「ビルド・バック・ベター法案」であり、議会や党内との調整を繰り返したことから、法律名と中身の関係が分かりにくくなっているが、目玉は歳出の約8割を占める「気候変動対策」である。これは50年までにGHG排出を実質ゼロにするEUの「欧州グリーンディール」に対抗しており、22年11月の「第27回気候変動枠組み条約締約国会議」(COP27)を目前に無事成立した。

表2：インフレ抑制法の概要

歳出項目	金額	歳入項目	金額
気候変動対策	3,910	最低法人税率15%の導入	2,220
医療保険制度改革など	1,080	処方箋薬価の交渉権付与など	2,810
		内国歳入庁の体制強化	1,010
		自社株買いに対する1%課税	740
		超過事業損失の制限延長など	600
合計	4,990	合計	7,380

出典：JETROビジネス短信などをもとに筆者作成

この気候変動対策の1つとして、EV（電気自動車）購入者に対する税額控除がある。目的はEVを国内に普及させることであり、一定の要件を満たすEVを購入した場合に、最大7,500ドルの税額控除を受けられるものだ。同制度は以前より存在していたが、今回新たに設置された控除要件はかなり厳しく、各国の不評を買っている。まず、北米（米国、カナダ、メキシコ）での最終組み立てが大前提となっている。日本や韓国からの輸出EVは対象外だ。次にバッテリー材料の重要鉱物は、米国や米国との自由貿易協定締結国からの調達などに限定されている。そしてバッテリー部品、例えばセパレーターや正極、負極などは、実質的に北米製造が必須となっている。さらにCHIPS法の補助金受領要件と同じく、懸念国（北朝鮮、中国、ロシア、イラン）に支配・所有されている事業体などがサプライチェーンに関与している場合は、税額控除制度の対象外となるのだ。

今回の施策は、前述のサプライチェーン実態調査で明らかになった、バッテリーサプライチェーンの脆弱性の解消、すなわち北米でのサプライチェーンの再構築も目的としている。ただし企業にとっては、米国向け売上を増やすため、場合によっては北米への新規投資など、多大なコスト負担の可能性が出てきたわけであり、大きな問題だ。実際問題として、サプライチェーンから中国の事業体を

排除できるのかという問題も残る。その後の交渉で、日本は要件②について、「日米重要鉱物サプライチェーン強化協定」発効による**一定の譲歩を獲得したが**、中国排除要件に変更はないとみられ、状況を引き続き注視する必要がある。

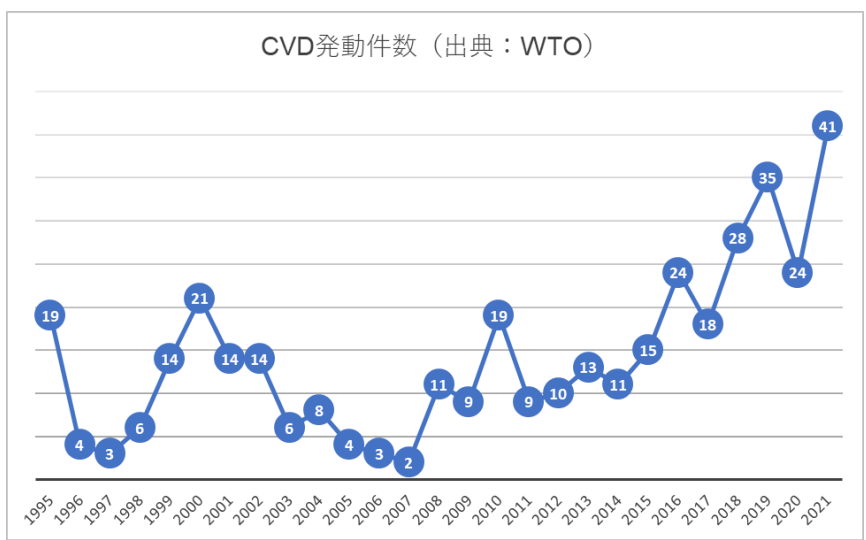
表3：インフレ抑制法（IRA）で税額控除を受けられるEVの要件

要件①	・車両の最終組み立て地が北米（米国、カナダ、メキシコ）であること
要件②	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー材料の重要鉱物の調達価格の40%が、米国、または米国と自由貿易協定を締結している国で抽出・処理されているか、北米でリサイクルされていること ・調達価格割合は、2023年以降段階的に引き上げられ、27年以降は80%になる ・中国を含む懸念国の事業者が関与する部品が含まれる場合、24年から税額控除の対象外に →要件①と②を満たせば、最大3,750ドルの税額控除
要件③	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー用部品の50%が北米で製造されること ・調達価格割合は、2023年以降段階的に引き上げられ、29年以降は100%になる ・中国を含む懸念国の事業者が関与する重要鉱物が含まれる場合、25年から税額控除の対象外に →要件①と③を満たせば、最大3,750ドルの税額控除

出典) 各種資料より筆者作成

◆産業補助金と補助金相殺関税（CVD）

22年10月、ホワイトハウスは**国家安全保障戦略**を発表し、中国を「国際秩序を変更する意図と力をもつ唯一の競争相手」と定義した。そして今後10年が極めて重要であり、中国との競争における有力手段として、CHIPS法とIRAをあげている。また、通商代表部が23年3月に公表した「**23年通商政策アジェンダ**」でも、中国との競争における包括的かつ現実的なアプローチとして、CHIPS法を例示している。では、これら「攻め」の補助金政策は、中国に対抗する有力な手段になり得るが、国際通商法上の問題になる可能性はないのであろうか。



補助金は産業政策上の一般的な手段であり、補助金の交付自体は何ら問題ない。しかし補助金のなかには、特定の産業や企業を対象に交付することで、外国事業者との貿易上の競争

関係を歪曲するものもあり、それらは国際貿易ルールを統括する**WTO協定**で厳し

く規律されている。例えば、輸出することを前提に交付する輸出補助金などは、交付自体が禁止されている。また、禁止されていない補助金であっても、補助金を受けて生産した貨物の輸出が、輸入国の産業に実質的な損害を与えている場合、輸入国は当該補助金の効果を相殺する目的で、輸出者に対して補助金相殺関税（以下、CVD）を追加的に賦課することが認められている。ちなみにCVD発動件数は、中国の補助金問題などもあり、この10年で右肩上がりに増えている状況だ。

◆ 圧倒的な米国の産業補助金は、新たな貿易紛争を呼ぶか？

この視点でCHIPS法を眺めると、補助金が半導体という特定産業向けに交付されることから、輸入国より「補助金付き輸出の損害」を指摘され、米国向けのCVD調査が増える可能性は高い。そして、これを契機に世界最多のCVD発動国である米国が、半ば報復措置的な意味合いも含め、各国向けのCVD調査を乱発する事態があるとすれば大きな懸念だ。輸入国当局からCVDの調査を受けると、輸出企業は長期間、当該調査に対応することになる。そして最終的に輸入国でCVDが賦課されると、輸出取引に大きな影響が出る。また、ガードレール条項を巡っては、輸出管理規則の域外適用とあわせ、大手半導体関連企業の北米シフトと脱中国が進み、各国による対抗措置などの通商問題に発展する可能性もあるだろう。

IRAのEV税額控除に関しては、控除要件が米国組立車と輸入車を差別していることなどから、WTO協定違反に問われる可能性があり、すでにEUや韓国、中国などがWTOへ異議申し立てを行なう事態を示唆している。しかし米国はWTOから違反裁定を受けても、過去のケースからそれに従う可能性は少ないとみられ、EVのサプライチェーンに属する企業としては、北米投資の可能性を念頭に引き続きIRAの動向把握に努めるしかない。前述の通り、日本はバッテリー材料要件で一定の譲歩を引き出したが、「中国排除要件」は変わらないため、各社がそれを遂行する過程で中国による対抗措置を受ける可能性も拭えない。

以上の通り、バイデン政権は戦略的競争相手と定義する中国に対し、先端技術の流出を防ぐために輸出規制や対内投資審査の強化を図りつつ、国内産業育成のための補助金政策を進めている。輸出規制強化による産業界への影響は自明の通りだが、補助金による通商環境への影響も大きなものがあるため、企業は補助金政策を含む通商動向をいっそう注視していかななくてはならない。 【田中雄作】